

高度情報エリア整備懇話会の設置について

甲府駅北口県有地に整備する高度情報エリアの整備方針を策定するに当たり、次のとおり「高度情報エリア整備懇話会」を設置し、委嘱式及び第1回懇話会を開催することとしましたのでご案内いたします。

経緯	<p>平成19年11月7日、山梨県情報政策アドバイザー会議から、本県における情報通信産業の振興や産業の高付加価値化に不可欠なICT化を推進するため、高度情報化拠点を整備すべき旨の提言をいただきました。</p> <p>平成20年1月24日、新県立図書館整備検討委員会から、県立図書館は、本県の知的基盤として、人を育て、産業の振興と地域の活性化を支え、県内外に本県に関する情報を発信する拠点としての役割が求められ、それには、北口県有地へ整備することが適当である旨の報告をいただきました。</p> <p>本年2月定例県議会において、知事が、北口県有地に新県立図書館と併せ、情報通信産業を核とした高度情報化拠点を配置し、全体を高度情報エリアとして整備する旨、また、整備に当たっては、関係団体の代表者や専門的な知識をもつ方々による検討組織を設けて意見を聴きながら、図書館と連携した高度情報化拠点の在り方、施設配置、民間活力の導入などについて整備方針を策定する旨を表明しました。</p>
内容	<p>1 高度情報エリア整備懇話会を次のとおり設置します。</p> <p>設置根拠 高度情報エリア整備懇話会設置要綱（別紙参照）</p> <p>組 織 知事が委嘱する9人以内の委員で構成</p> <p>所掌事項 高度情報エリアの整備に関し、県立図書館と連携した高度情報化拠点の在り方、施設の配置、民間活力の導入その他の事項について意見陳述</p> <p>2 懇話会委員は、別紙名簿のとおりです。</p> <p>3 委嘱式及び第1回懇話会を次のとおり開催します。</p> <p>日 時 平成20年5月29日（木） 午前10時00分～</p> <p>場 所 県庁本館特別会議室</p>

➤ 問い合わせ先：企画部企画課企画担当（県庁内線 1264）

高度情報エリア整備懇話会設置要綱

(設置)

第1条 甲府駅北口県有地に県立図書館と高度情報化拠点を配置する高度情報エリアの整備方針を策定するに当たり、優れた識見を有する者から意見を聴くため、高度情報エリア整備懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 懇話会は、知事が委嘱する9人以内の者で構成する。

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。

(所掌事項)

第4条 懇話会は、高度情報エリアの整備に関し、県立図書館と連携した高度情報化拠点の在り方、施設の配置、民間活力の導入その他の事項について意見を述べるものとする。

(委員長等)

第5条 懇話会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は会務を総理し、懇話会を代表する。委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 懇話会は必要に応じ、事案に係る者を懇話会の会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、企画部企画課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年5月20日から施行する。

高度情報エリア整備懇話会委員

(平成20年5月)

氏名	役職
いむろもとくに 飯室元邦	(社)山梨県情報通信業協会会長
おおぐしなつみ 大串夏身	昭和女子大学大学院教授(生活機構研究科)
おおつぼやすお 大坪康郎	東日本電信電話株山梨支店長
きたむらしんいち 北村真一	山梨大学大学院教授(医学工学総合研究部)
くりたしんじ 栗田真司	山梨大学教育人間科学部准教授
すどうゆうじ 首藤祐司	甲府市副市長
はしもとてつみ 橋本哲実	日本政策投資銀行企業金融第6部長
もたいあきお 甕昭男	(財)テレコムエンジニアリングセンター理事長
わたなべきょうじ 渡辺恭史	甲府商工会議所専務理事

(50音順、敬称略)